(5) 学生ボランティアへの支援

学生がボランティア活動に参加しやすいような環境づくりをするよう、必要に応じ、大学等に対し要請する。

(6) ボランティアの活動拠点設置への協力

学校等及び社会教育施設等の施設が災害時のボランティアの活動拠点として利用される場合は、国民保護対策担当部局等に協力し、円滑な活動が行われるよう、必要に応じ、学校等及び社会教育施設等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

10 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

文部科学大臣、スポーツ庁長官及び文化庁長官は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、別に定める交付要綱により、以下のとおり、赤十字標章等及び特殊標章等を交付し、又は使用させる。

(1) 赤十字標章等

ア．交付等の対象者

① 避難住民等の救援の支援を行う文部科学大臣が所管する医療機関

② 避難住民等の救援の支援を行う文部科学省の職員である医療関係者

③ ①及び②に定める対象者以外の文部科学大臣の所管する医療機関である指定公共機関［放射線医学総合研究所］

④ ①から③までに定める対象者の委託により医療にかかる業務（捜索、収用、輸送等）を行う者

イ．赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

・国民保護法第157条第２項の白地に赤十字等の標章

② 身分証明書

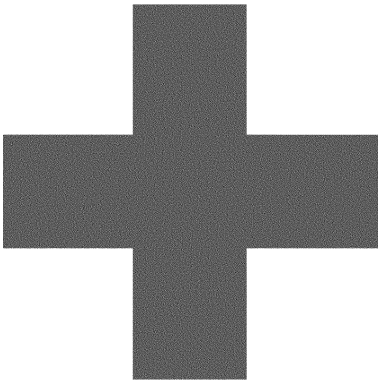
・国民保護法第157条第１項の身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

③ 識別対象

・医療を行う医療関係者

・医療を行う医療機関

・医療に係る職務のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等



（白地に赤十字の標章）

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書

IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の 常時の / 臨時の 医療関係者用

PERMANENT / TEMPORARY for civilian medical personnel

氏名/Name ----------

生年月日/Date of birth ----------

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

---

交付等の年月日/Date of issue ＿＿＿＿. 証明書番号/No. of card ＿＿＿＿

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry ＿＿＿＿.

身長/Height ＿＿＿＿	眼の色/Eyes ＿＿＿＿	頭髪の色/Hair ＿＿＿＿
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----------		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（医療を行う医療関係者の身分証明書のひな型）